

第2期埼玉県熊谷市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年12月現在における埼玉県熊谷市の行政区域とする。面積は約1万6千haである。

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、埼玉県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本区域には存在しない。

※地図は別紙1、2、3

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

本市は、関東平野の中央、埼玉県の北部に位置し、東西に約14km、南北に約20km、面積15,982haであり、東は行田市、鴻巣市、西は深谷市、南は東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町、北は群馬県に接しており、東京都心までは50～70km圏にある。県北で唯一19万人を超える人口を有する都市であり、政治・経済・文化面などあらゆる面で、県北の中核都市として発展を遂げてきた。

地形は、荒川右岸の一部を除きほぼ平坦で、徒歩や自転車を利用しやすい緩やかな高低差の市街地が形成されている。また、利根川と荒川の二大河川などの多数の河川により育まれた肥沃な農地が広がっていると同時に、里山や自然林、丘陵地などの豊かな自然にも恵まれている。

気候は、夏と冬の寒暖の差が大きい特色があり、特に夏の暑さは著しく、平成30年には最高気温41.1℃を記録した。日照時間は全国平均、埼玉県平均と比較して長く、快晴率が高い特色がある。

② インフラの整備状況

鉄道については、JR熊谷駅は上越・北陸新幹線が停車し、東京駅から40分弱とアクセスに優れている。在来線についても、JR高崎線に平成13年12月に湘南新宿ラインが、平成27年3月には上野東京ラインが開業し、都心からのアクセスが一段と向上した。また、市の東西を通る秩父鉄道は、平成15年の「ひろせ野鳥の森駅」に続き、平成29年4月には「ソシオ流通センター駅」が開業し、県東部・北部・秩父地域をつなぐ重要な路線となっている。

道路については、国道17号、同125号、同140号、同407号、上武道路などの主要国道が結節する交通の要衝である。また、市内に高速自動車国道（高速道路）のインターチェンジはないものの、関越自動車道（関越道）、東北縦貫自動車道（東北道）、北関東自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の4本の高速道路に囲まれており、20km圏内に8つあるインターチェンジとは主要幹線道路でつながっているため移動はスムーズである。

③ 産業構造

本市の市町村内総生産は約1兆154億円で、埼玉県の県内総生産約22兆9,226億円の4.4%を占めている（埼玉縣市町村民経済計算 令和2年度：名目）。売上高（企業単位）の構成比（平成28年時点）は、卸売・小売業が35.5%、製造業13.7%、建設業12.7%、医療・福祉7.6%、宿泊・飲食サービス業6.9%となっている（地域経済分析システム）。

商業分野では、熊谷駅周辺の市街地を中心に物販飲食店等の商業施設が多数立地するとともに、卸商業団地である熊谷流通センターを中心に卸売業も盛んであることから、年間商品販売額は県内第5位（表1）である。工業分野では、交通の要衝であったことから、古くから多種にわたる産業が進出しており、特に基盤整備された工業団地等には製造業が集積し、製造品出荷額等は県内第2位（表2）である。さらに、農業分野は、二大河川に育まれた肥沃な土地が広がる環境と一大消費地である東京近郊であることなどを背景に野菜や米麦の生産が盛んであるため、県内で農業産出額は第5位（表3）となっており、商業・工業・農業のバランスが取れた産業構造となっている。

本市は、古くから宿場町として栄えており、行政機関や金融機関等の都市機能が集積し、医療・福祉の分野においても病院や福祉施設が多数立地していることから、人が集う県北地域の最大都市である。さらに、「熊谷うちわ祭り」、「熊谷花火大会」、国宝「歓喜院聖天堂」などの観光資源や、熊谷スポーツ文化公園などで行われる全国規模のスポーツ大会などのスポーツ資源が豊富であり、観光やスポーツツーリズムを支える産業の充実が期待されている。

また、近年はスマートシティの取組を推進しており、事業者のデジタル分野への進出が期待されている。

【表1 年間商品販売額（合計）】

順位	市町村	金額（百万円）
1	さいたま市	5,221,818
2	川口市	1,015,680
3	越谷市	778,909
4	川越市	736,297
5	熊谷市	679,245

出典：経済センサス活動調査（令和3年）

【表2 製造品出荷額等】

順位	市町村	金額（百万円）
1	狭山市	956,756
2	熊谷市	913,333
3	川越市	830,290
4	さいたま市	827,666
5	加須市	482,072

出典：経済センサス活動調査（令和3年）

【表3 農業産出額（耕種）】

順位	市町村	金額（百万円）
1	深谷市	22,960
2	羽生市	10,350
3	さいたま市	10,310
4	加須市	7,180
5	熊谷市	7,040

出典：農林水産省 市町村別農業産出額（推計）（令和2年）

④ 人口分布の状況

令和2（2020）年国勢調査での本市の人口は194,439人で、埼玉県で9番目、県北地域7市町では最大である。平成12（2000）年調査の206,446人をピークに減少傾向が続いているが、市全体の人口が減少しているにもかかわらず、高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加傾向にあり、出生数の低迷による年少人口（0～14歳）の減少、また若年層の転出超過による生産年齢人口（15～64歳）の減少も同時に見られる。

少子高齢化の急速な進行により、今後、社会保障を支える側の負担が激増するとともに、厳しい行財政運営を迫られることが予想されるほか、地域経済の縮小や地域コミュニティの維持に大きな影響を及ぼすことが危惧される。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

本市は、県北地域の最大都市であり、官公庁や企業、医療機関等の都市機能が集積し、人が集う中核的な都市である。また、古くから宿場町として栄え、交通の要衝となっており、中心市街地には物販飲食等を中心とした商業施設が多数立地し、さらに、基盤整備された工業団地等には製造業が集積していることから、本市の従業者数の割合は、卸売業・小売業が21.4%と最も高く、次いで製造業18.9%、医療・福祉13.7%、サービス業（他に分類されないもの）10.2%、宿泊業・飲食サービス業7.4%の順となっている。それぞれの生み出す付加価値額については、製造業が24.0%と最も高く、次いで卸売業・小売業21.3%、サービス業（他に分類されないも

の) 12.4%、医療・福祉 11.2%、建設業 8.3%となっている(経済センサス活動調査(令和3年))。また、肥沃な農地を活用した農業も盛んであるため、県内で農業産出額は5位となっており、上記の様々な業種と併せて、バランスの取れた産業構造となっている。

本市では、「第2次熊谷市総合振興計画基本構想」において、本市の将来都市像を「子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷 ～輝く未来へトライ～」と定め、地域資源を生かした独自性と自立性の高い持続可能なまちづくりを進めており、本計画においても目指すべき地域の将来像とする。

また、令和5年3月に策定した「第2次熊谷市総合振興計画後期基本計画」では、8つのリーディング・プロジェクトを定めており、このうち「伝統文化とスポーツにより人々が交流するまちづくり」「誰もが健康で活動し、支え合う地域づくり」「元気で魅力的な産業の創出」「DXによる市民生活の利便性向上と新たな経済活動の創出」の推進においては、事業者の取組により高い付加価値の創出と経済的効果が期待できることから、本計画では、これらに関連した分野の事業を推進することで将来像の実現を目指すものとする。

(2) 経済的効果の目標

地域経済牽引事業を分野ごとに1件ずつ創出し、合計4件の地域経済牽引事業によって、29,791万円の付加価値を創出するとともに、さらに7,312万円の間接効果を及ぼすものとして、計37,103万円の付加価値額が促進区域内で創出されることを目指す。

なお、現状値には前計画において創出された地域経済牽引事業による実施期間最終年度の付加価値創出額(実施期間中の事業は最新の額)の計57,128万円を計上し、計画終了後には合計して94,231万円を目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	571 百万円	942 百万円	65%

(算定根拠)

活用分野から想定される業種ごとに、経済センサス活動調査(令和3年)から直接効果を設定した(ただし、埼玉県内の1事業所当たり平均付加価値額の5,468万円を上回るものとした)。さらに、平成27年埼玉県産業関連表を用いて間接効果を設定し、直接効果と間接効果の合計を付加価値創出額とした。

設定金額は下表のとおり。

業種（大分類）	直接効果	間接効果	件数	付加価値創出額
生活関連サービス業、娯楽業	5,468 万円	1,535 万円	1 件	7,003 万円
医療、福祉	7,402 万円	1,462 万円	1 件	8,864 万円
農林漁業	5,468 万円	1,099 万円	1 件	6,567 万円
情報通信業	11,453 万円	3,216 万円	1 件	14,669 万円
合計	29,791 万円	7,312 万円	4 件	37,103 万円

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額の増加分が 5,468 万円（埼玉県の 1 事業所当たり平均付加価値額（経済センサス活動調査（令和 3 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、次のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 5.6%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 5.6%以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 4.4%以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 1.2%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

該当なし

(2) 区域設定の理由

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① スポーツ資源及び観光資源の集積と都心からの交通利便性を活用したスポーツ・観光・まちづくり分野
- ② 医療・福祉関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア関連分野
- ③ 県内有数の農業生産地であることと、県農業機関が集積していることを活用した農林水産・地域商社分野
- ④ スマートシティの取組とオープンデータを活用したデジタル分野

(2) 選定の理由

- ① スポーツ資源及び観光資源の集積と都心からの交通利便性を活用したスポーツ・観光・まちづくり分野

本市には、スポーツ資源として、ラグビーワールドカップ 2019™の会場の一つとなった熊谷スポーツ文化公園を始め、熊谷さくら運動公園、熊谷市スポーツ文化村「くまびあ」など、スポーツ大会やスポーツ合宿等の多彩なニーズに対応できる施設が整っている。現在、熊谷スポーツ文化公園内の熊谷ラグビー場では、ジャパンラグビーリーグワンや全国大学ラグビーフットボール選手権大会、全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会、陸上競技場では WE リーグや日本学生陸上競技対校選手権大会など、全国規模のスポーツ大会が開催されている。また、プロスポーツチーム等である、埼玉パナソニックワイルドナイツ、アルカス熊谷、埼玉武蔵ヒートベアーズ、ちふれ AS エルフェン埼玉が本市をホームタウンとして活動をしている。さらに、スポーツ熱中都市を宣言するなど、スポーツによるまちづくりを推進している。

観光資源としては、「熊谷さくら祭」、「熊谷うちわ祭」、「熊谷花火大会」などの歴史と伝統を誇るイベントの開催が集客とまちの活性化につながっている。また、市内には通年での集客が見込める国宝「歓喜院聖天堂」、アニメ映画「ブルーサーマル」の舞台となった妻沼グライダー滑空場など、観光スポットが点在している。さらに、名物かき氷として定着した「雪くま」、本州でも有数の生産量を誇る小麦を使った「熊谷うどん」や「フライ」、文化庁から 100 年フードに認定された「熊谷銘菓・五家宝」及び「妻沼のいなり寿司」などの食の観光資源も充実している。

本市は、都心からのアクセスが良好であることから、大きなイベント時には多数の来訪者が訪れており、来訪者に対し、市域内での消費につながる情報を発信することで、会場のみならず市街地や市内の観光施設等にも足を運ぶ仕組みを構築し、滞留時間の延長による消費の拡大、商業の活性化へとつなげていくことが求められている。また、スポーツイベント開催後も SNS の活用などにより、継続的に情報を

発信することで、リピーターとなる仕組みづくりを進めることも必要である。本市では、(一社)熊谷市観光協会や熊谷スポーツコミッション、さらに民間事業者との連携によりスポーツツーリズムに取り組み、新たな観光資源の発掘・創出を含め、スポーツを起点とした多角的な観光振興を図っている。

本市では、リーディング・プロジェクト「伝統文化とスポーツにより人々が交流するまちづくり」でスポーツや観光による交流の拡充を進めており、観光やスポーツツーリズムを支える産業の更なる充実が求められていることから、スポーツ資源及び観光資源の集積と都心からの交通利便性を活用したスポーツ・観光・まちづくり分野の地域経済牽引事業を促進していく。

② 医療・福祉関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア関連分野

本市の医療・福祉における市町村別付加価値額は 459 億円となっており、全国 7 位の埼玉県内で 6 位となっている(経済センサス活動調査(令和 3 年))。

また、医療機関については、入院施設を有する病院が 12 機関立地しており、埼玉県内で 7 位、埼玉県北部地域の中では 1 位である(表 4)。

福祉関連産業については、福祉事業の中核をなす社会福祉法人(施設経営を行う法人)の数で、県内にある 880 法人のうち 41 法人(4.7%)が本市に存在し、県内での本市の人口比 2.6%に対して高い比率となっている(独立行政法人福祉医療機構データ)。また、令和 3 年時点の介護施設・事業所数は 317 事業所であり、全国 9 位の埼玉県の中で 7 位となっている(地域経済分析システム)。

これまで、市では、休日及び年末年始の昼夜並びに平日夜間の第二次救急医療を確保するため、第二次救急病院群輪番制参加病院に対し、その運営費の一部を補助するほか、熊谷・深谷、児玉地区小児救急医療支援事業に参加している輪番病院に対してもその運営費の一部を負担してきた。

平成 30 年度には、製造業を中心に企業立地を支援してきた「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」の対象事業を拡大し、新たに医療分野を加え、病院又は 10 人以上の入院施設を有する診療所の一定規模以上の投資に対して、固定資産税相当額を奨励金として交付するなどの支援策を実施している。

前基本計画では、医療・ヘルスケア関連分野を地域の特性を生かす分野に指定し、高付加価値の創出が期待される 2 件の医療事業が地域経済牽引事業として認定されており、当該分野に対する継続的な支援の実施が求められている。

リーディング・プロジェクト「誰もが健康で活動し、支え合う地域づくり」に関連し、医療機関の集積を活用した更なる医療体制の充実が求められていることから、安心・安全な市民生活に不可欠な診療科目増設や施設整備等も含め、医療・福祉関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア関連分野の地域経済牽引事業を促進していく。

【表 4 病院・一般診療所・病床・医師数 県北部地域近隣自治体との比較：令和 2 年】

順位	病院数		一般診療所数		病床数		医師数	
	自治体	数	自治体	数	自治体	数	自治体	数
1	熊谷市	12	熊谷市	151	熊谷市	2,358	熊谷市	345
2	本庄市	11	深谷市	92	本庄市	1,418	深谷市	236
3	深谷市	9	鴻巣市	68	深谷市	1,329	東松山市	149
4	東松山市	7	東松山市	61	東松山市	1,166	本庄市	122
5	鴻巣市	4	本庄市	55	鴻巣市	822	鴻巣市	104

出典：地域経済分析システム

③ 県内有数の農業生産地であることと、県農業機関が集積していることを活用した
農林水産・地域商社分野

本市は、利根川と荒川の二大河川を有し水源が豊富であることや、ほぼ平坦で肥沃な土地が広がる自然環境である。この恵まれた環境と、一大消費地である東京近郊であることなどを背景に農業が盛んで、農業産出額は県内で第 5 位である。主な農産物は、米、小麦、大豆、ねぎ、やまのいも、きゅうり、ブロッコリー、くり、ブルーベリーなどで、特に二毛作が有名な小麦は収穫量が本州一であり（表 5）、大豆やねぎなど作付面積が県内上位のものも多数ある（表 6）。

本市では、埼玉県農業技術研究センター、埼玉県農業大学校などの県農業機関の集積地でもある強みを生かし、生産者と農業団体・経済団体等が連携し、農業の振興に取り組んでいる。農産物のブランド化や 6 次産業化を推進し、さらにスマートシティの取組の一つとして生産性の向上に向けたスマート農業技術の実証実験を行っており、付加価値の向上と新規作物の導入を推進するとともに、市長と JA くまがや組合長によるトップセールスの実施や、（仮称）道の駅「くまがや」の整備を推進するなど、販路の拡大を支援している。

平成 30 年度には、「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」の対象事業を拡大し、新たに農業（施設園芸）を加え、固定資産税相当額を奨励金として交付するなどの支援策を実施している。

前基本計画では、農林水産・地域商社分野を地域の特性を生かす分野に指定し、高付加価値の創出が期待される 2 件の施設園芸事業が地域経済牽引事業として認定されており、当該分野に対する継続的な支援の実施が求められている。

リーディング・プロジェクト「元気で魅力的な産業の創出」の一環として、農産物のブランド化や 6 次産業化を支援し、産業としての農業の振興が求められていることから、県内有数の農業生産地であることと、県農業機関が集積していることを活用した農林水産・地域商社分野の地域経済牽引事業を促進していく。

【表5 本州における小麦収穫量 自治体別順位】

順位	自治体名	収穫量（トン）
1	熊谷市	7,130
2	松阪市	6,870
3	西尾市	6,580
4	東近江市	6,010
5	前橋市	5,750

出典：農林水産省 作物統計調査（令和4年）

【表6 主要野菜の品目別作付面積 県内順位】

品目	作付面積（ha）	県内順位
大豆	98.4	1
ねぎ	159.9	2
やまのいも	37.3	
にんじん	21.3	3

出典：農林水産省 農業センサス（令和2年）

④ スマートシティの取組とオープンデータを活用したデジタル分野

本市では、令和2年3月に熊谷スマートシティ推進協議会を立ち上げてスマートシティに取り組んでおり、市民の利便性や快適性の向上とともに市民生活における満足度の向上を実現するため、デジタル技術を活用したまちづくりを進め、社会情勢やニーズの変化に速やかに対応した効果的な行政施策を実施するための、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進している。

加えて、様々な官民データの分析や事業者との連携を通じて、市民の活動や暮らしの質の向上に資するサービスを創出するとともに、事業者の新規事業開拓による経済活動を促進するほか、スポーツや文化に係る来訪者への情報提供等により、新たな人の流れを生み出し、他地域との交流を活性化するなど、スマートシティの実現による活力あるまちづくりを目指している。

具体的には、都市ポータルアプリ「クマぶら」を入口とした地域電子マネー・コミュニティポイントシステムの導入や、“暑さ対策スマートパッケージ”として本市の気象データを使った3D都市モデルのシミュレーションから、暑さの中でも快適に過ごせるまちづくり等を推進している。

また、データの利活用によるまちづくりに不可欠であるデータ連携基盤を導入し、各デジタルサービスの利用から得られるデータの蓄積と分析、行政が提供するオープンデータや官民協働で作られるデータとのかけ合わせなどを通して、新たな市民サービスへの展開を目指している。

リーディング・プロジェクト「DXによる市民生活の利便性向上と新たな経済活動の創出」では、自治体DXの推進だけにとどまらず、様々な官民データの分析や事業者との連携を通じて、市民の活動や暮らしの質の向上に資するサービスの創出や、事業者の新規事業開拓による経済活動が求められていることから、本市のス

マートシティの取組の好循環により、デジタル分野の地域経済牽引事業を促進していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の促進その他の地域牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を図る必要がある。各種事業環境の整備にあたっては、企業立地支援制度の拡充や新たな支援策の構築に取り組むとともに、国の支援策も積極的に活用していく。

(2) 制度の整備に関する事項

① 熊谷市企業立地支援制度の拡充

企業の市内立地に係る固定資産税相当額の補助等の企業立地支援制度について、地域経済牽引事業は業種を問わず対象とするなど、更なる拡充を進める。

② 埼玉県中小企業制度融資及び熊谷市中小企業制度融資による支援

埼玉県中小企業制度融資及び熊谷市中小企業制度融資により、中小企業等の円滑な資金調達を支援する。特に、熊谷市一般事業資金融資では、計画どおり返済された場合の信用保証料補助や、令和7年3月31日までの申込に係る融資について利子補助制度を導入している。

③ 地方創生関連施策との連携

地域経済牽引事業の促進にあたっては、「まちづくり・ひとづくり・しごとづくり」を総合的に行う国の地方創生施策との連携が重要である。デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業の推進はもとより、特に「しごと」創出の観点で地方創生関連施策との連携を図る。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① オープンデータの推進

市は、「熊谷市オープンデータ推進に関する基本方針」に基づき、公開型GIS「くまっぷ」による地図情報を含め、オープンデータを推進している。

また、県ではオープンデータの活用を推進するため「埼玉県オープンデータポータルサイト」を開設し、県や市町村情報など行政が持つ人口データや施設情報など様々な情報を公開しており、データの充実化と利用者の利便性の向上を進めている。このサイトを企業に周知して積極的な活用を促していく。

(4) 事業者から事業環境整備の提案への対応

事業者が抱える課題の相談やそれに対する解決策の提案については、市においては熊谷市産業振興部企業活動支援課が、県においては埼玉県産業労働部企業立地課がワンストップ窓口となり、関係部署や支援機関との調整を行う。

(5) その他事業環境整備に関する事項

① 人材確保に向けた支援（人材育成・確保の促進支援）

県と市は、人材確保に向け事業者の人材育成・確保を促進する支援体制を構築し、企業への情報提供のほか、企業説明会や就職相談会を開催するなど、事業者の取組を支援する。

② 熊谷市農産物ブランド化戦略

市は、地域ブランド育成・強化のため、熊谷産の農産物及び農産物加工品のブランド化に意欲のある農業者・事業者に対し、補助金を交付するとともに、サポートチームを組織し、ブランドとして育成する。

③ 新製品の開発や共同研究への支援

市は、大学等との連携による新製品・新技術の開発や、中小企業者のグループが実施する新製品の開発に対し、補助金を交付することにより支援する。

④ グリーントランスフォーメーション（GX）への取組

市は、「ゼロカーボンシティくまがや」宣言し、2050年に域内から排出される温室効果ガスが実質0の「カーボンニュートラル」を目指しており、企業立地支援制度で太陽光発電設備設置への奨励金制度を設けるなど、環境関連設備への投資を支援する。

⑤ デジタルトランスフォーメーション（DX）への取組

市は、スマートシティの実現に向け、市内事業者のDXを応援する取組や、自社のDXを進める取組を、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用して補助する制度等により、産業DXの推進を支援する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度から 令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 市企業立地支援制度の拡充	運用（必要に応じて制度改正）	運用（必要に応じて制度改正）	運用（必要に応じて制度改正）
② 中小企業制度融資	運用	運用（必要に応じて制度改正）	運用（必要に応じて制度改正）

【情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開等）】			
① オープンデータの推進	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
ワンストップ窓口	運用	運用	運用
【その他】			
① 人材確保に向けた支援	運用	運用	運用
② 農産物ブランド化戦略	運用	運用	運用
③ 新製品の開発や共同研究への支援	運用	運用	運用
④ グリーントランスフォーメーションへの取組	運用（必要に応じて制度改正）	運用（必要に応じて制度改正）	運用（必要に応じて制度改正）
⑤ デジタルトランスフォーメーションへの取組	運用（必要に応じて制度改正）	運用（必要に応じて制度改正）	運用（必要に応じて制度改正）

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

本市内関係者が一体となって地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の支援機関が連携し、それぞれの能力を最大限に発揮し、事業者の事業段階に応じた適切な支援を行う必要がある。このため、市内に立地する埼玉県産業技術総合センター北部研究所や埼玉県農業大学校、埼玉県農業技術研究センターなどの県の研究機関と連携し、効果的な支援を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援事業の内容及び実施方法

① （公財）埼玉県産業振興公社

県の産業振興を推進するため、中小企業の経営の革新及び創業の促進並びに経営基盤の強化を図るなど、県内中小企業の発展に寄与する様々な支援を行っている。

② 熊谷商工会議所

地域の商工業の総合的な改善発展を図り、社会一般の福祉の増進に資することを目的に設立された地域総合経済団体であり、合併前の旧熊谷市域に立地する商工事業者により組織されている。経営改善普及事業や地域振興事業を実施しており、ビジネス商談会開催による販路拡大支援、合同企業説明会開催による人材確保支援等には、県北地域の他の商工団体と連携して取り組んでいる。

③ くまがや市商工会

地域の商工業の総合的な改善発展を図り、社会一般の福祉の増進に資することを目的に設立された地域総合経済団体であり、合併前の旧3町の地域に立地する商工事業者により組織されている。経営改善普及事業や地域振興事業を実施しており、市と連携して商店街の空き店舗と開業希望者をマッチングする「ウエルカムSHOP事業」を推進している。

④ (一社)熊谷市観光協会

熊谷市観光協会は、昭和29年3月に任意団体として設立されて以降、さくら祭や花火大会などの地域行事のほか、国宝となった歓喜院聖天堂への観光客誘致に取り組んでいる。ラグビーワールドカップ2019™開催都市決定を契機として平成29年2月に一般社団法人となり、スポーツをキーワードとした新たな領域への進出を図るとともに、熊谷ならではの日常の暮らしや文化・風習に焦点をあて、これらを観光資源となるようブラッシュアップし、交流人口の拡大と地域活力の維持・増進に寄与する事業を展開している。

⑤ ものづくり熊谷

ものづくり熊谷は、本市に立地している鉄鋼・食品等製造系企業と卸業・物流業等のものづくり関連企業により構成される任意団体で平成28年に設立された。金融・公的機関とのネットワークの構築により産学官金の力を結集し、市内の中小企業の「稼ぐ力」の強化のため、SDGs経営やBCP策定等を理解するためのセミナーの開催や、彩の国ビジネスアリーナ等の展示商談会への合同出展などによる支援を行う。

⑥ 埼玉県産業技術総合センター（川口市）及び同北部研究所（熊谷市）

県の公設試験研究機関である。技術相談を軸とし、技術支援（依頼試験、機器開放等）、研究開発支援（受託研究、共同研究）、事業化支援（製品化支援、貸研究室等）を柱に県内中小企業のDX推進などの技術支援も実施している。また、北部研究所を「食の再資源化トライアル拠点」と位置づけ、食品廃棄物等を活用した新商品開発等の「食のサーキュラーエコノミー」に取り組む企業の技術的支援を実施している。

⑦ 埼玉県農業大学校

本県の農業をより発展させるため、農業経営に必要な技術と知識を備え、地域農業を牽引するリーダーを育成することを目的に設立された。本市は、農業産出額が県内5位であり主要な農業生産地域ではあるが、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻となっている。このため、農業大学校卒業生の市内での就農を促進し、農業の活性化を図る。

⑧ 埼玉県農業技術研究センター

農業を支え、県民の豊かな食と生活を実現する研究開発と技術支援を目的に設立

された公的機関である。水稻や野菜等の新品種開発や、安定生産技術、農産物の安全性確保、病虫害防除技術の開発及び新技術の普及支援・指導などを実施する。

⑨ 埼玉県立高等技術専門校（中央校（上尾市）、川口校、川越校、熊谷校、秩父分校、春日部校）、職業能力開発センター（さいたま市）

企業の個別ニーズに応じて、内容や日程等を設定できる在職者向けのオーダーメイド型技能講習などを実施する。

⑩ 立正大学

立正大学は、開校 150 年を迎えた日本の私学の中でも最も古い歴史と伝統を有する大学の一つである。9 学部（仏教学部、文学部、経済学部、経営学部、法学部、社会福祉学部、地球環境科学部、心理学部、データサイエンス学部）7 研究科（文学研究科、経済学研究科、法学研究科、経営学研究科、社会福祉学研究科、地球環境科学研究科、心理学研究科）からなる総合大学であり、10 の附属教育研究機関（研究所）と 15 の附属教育研究機関（センター等）、3 つの附属校を有している。熊谷キャンパスには、社会福祉学部、地球環境科学部に加え、令和 3 年にはデータサイエンス学部が新設されており、協定に基づく産学官の連携により支援を実施している。

⑪ 地域金融機関等

市内に本支店を有し包括連携協定を締結している 4 金融機関（埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、熊谷商工信用組合）は、各金融機関のネットワークを活かし、市内企業の人材確保のための支援や新規事業拡大、設備投資に対する支援等を実施する。また、4 つの損害保険会社（東京海上日動火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険、損害保険ジャパン日本興亜、三井住友海上火災保険）を含め、その他の包括連携協定締結事業者とも連携し、地域産業の振興・支援に取り組む。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

本市では、熊谷市環境基本条例に基づき、第 2 次熊谷市環境基本計画を策定し、市民（市民団体）、事業者、大学・研究機関、関係自治体及び市が連携して、環境保全に関する取組を進めている。

地域経済牽引事業の実施に当たっては、環境保全関係諸法令等の遵守や上記計画との整合性を図るとともに、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境保全や環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域社会との調和と共生を図るものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行う場合には、地域住民の理解を得られるよう、必要に応じて地域住民を対象とした説明会を実施するほか、事業者と市が公害防止協定を締結するなど、環境の保全に取り組むこととする。

【具体的な取組】

- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、埼玉県生活環境保全条例及び熊谷市環境基本条例等に基づき大気、公共用水域・地下水、土壌の汚染の防止、騒音、振動、悪臭の防止のための対策を実施する。
- ・公害苦情相談員制度の活用により、公害に係る苦情や紛争を迅速かつ適切に処理するとともに、事業所に対して公害防止協定の活用により、企業における公害防止体制の確立を目指す。
- ・資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量、再資源化、公共関与による環境産業の集積、最終処分場の確保、リサイクル技術の高度化、不法投棄など不適正処理の防止、産業廃棄物の大量堆積の未然防止などを進める。
- ・工場等の水利用の合理化を推進するとともに、地下水採取規制においては地盤沈下の監視を行い、水環境の健全化と地盤環境の保全を図る。
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、埼玉県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域においては、可能な限り自然環境に影響を与えないよう環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。
- ・埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例で指定する希少野生動植物種のムサトミヨの生息地（元荒川）やキタミソウの生育地（別府沼）を保全するため配慮する。
- ・埼玉県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域内での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、県環境部と十分に調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

（２）安全な住民生活の保全

地域経済牽引事業の実施によって犯罪・交通事故等が増加することがないよう、市民が安心・安全に暮らせる地域社会をつくることが重要である。

【具体的な取組】

① 防犯設備の整備

地域住民が、事業所及びその周辺において犯罪被害に遭わないようにするため、事業所周辺への防犯カメラの設置や防犯灯の設置を行うよう配慮する。

② 防犯に配慮した施設の整備・管理

道路、公園、工場等における植栽の適切な配置や剪定により、見通しを確保する。

③ 地域住民からの意見の聴取

本計画に基づき実施しようとする地域経済牽引事業を促進するための措置が、地域住民の生活に影響を及ぼす可能性があるときは、あらかじめ地域住民の意見を十

分に聴取する。

④ 警察への連絡体制の整備

犯罪または事故が発生した場合に関する事業者から警察への連絡体制を整備する。

(3) PDCA 体制の整備

本計画及び承認地域経済牽引事業計画の進捗状況については、毎年度 1 回 5 月頃、熊谷市と埼玉県とで地域未来投資促進連絡会議を開催し、承認地域経済牽引事業の進捗状況や経済的効果を検証するとともに、本計画や当該事業の見直しなどについて協議する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合に当たっては、その基本的な事項

行わない。

今後、「重点促進区域」を設け、土地利用調整が必要な状況となった場合には、変更協議で対応する。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画の同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「埼玉県熊谷市基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

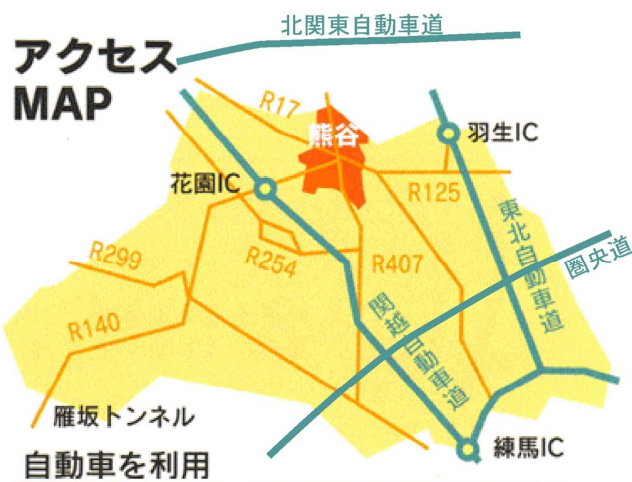
【別紙1】

1 (1) 促進区域

位置・面積



埼玉県熊谷市は、東京都心から50～70キロメートル圏に位置し、ほぼ平坦で荒川や利根川の水に恵まれた肥沃な大地と豊かな自然環境を有し、その区域は南北に約20キロメートル、東西に約14キロメートルで、面積は159.82平方キロメートルです。また、可住地面積は県内第2位です。



【別紙 2】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、埼玉県自然環境保全条例に基づく「熊谷市大沼県自然環境保全地域」については設定を行わないこととする。

【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区】

(地図 別紙 3 のとおり)

【自然環境保全地域】

保全地域名	所在地	保全地域全体 (ha)	特別地区 (ha)	野生動植物保護地区 (ha)
熊谷市大沼 県自然環境保全地域	熊谷市小江川字大犬塚の一部、 須賀広字大犬塚の一部、宇西原 の一部、柴字下原の一部、字塚 越の一部	10.00	—	—

熊谷市大沼県自然環境保全地域区域図

